湯梨浜町立小中学校　ＳＮＳ等のトラブルから子どもたちを守っていくための保護者研修会

令和８年１０月８日（木）　　午後７時　～　午後８時３０分

於：ハワイアロハホール

日　程

１　開会あいさつ　　湯梨浜町教育委員会　　教育長

湯梨浜町立学校長会　　代　表

２　事例発表　　「わが子の体験をとおして、保護者として皆さんと一緒に考えたいこと」

町立湯梨浜中学校　　松田安功　ＰＴＡ会長

３　講　義　　「ＳＮＳを介したトラブル・犯罪の状況とその刑罰、損害賠償等」

鳥取県警察本部　少年・人身安全対策課内

少年サポートセンター　　石田　五希江

４　お願い　　「学校で出来ること、出来ないこと」

湯梨浜町教育委員会

５　閉会あいさつ　　湯梨浜町立学校長会　　代　表

ＳＮＳ等の利用について、学校で出来ること、出来ないこと　　教育長　資料

学校で出来ること

①　関係者への聞き取り（捜査権限はありません）
②　関係者に対する指導・ケア（転校等の処分はできません）
③　トラブル防止のための指導（メディアリテラシー・ネットリテラシーの醸成等）

◎児童生徒の発達段階に応じて情報モラルについて指導すること（とりのからあげ　等）

・「と」もだちが傷つくことをしない
・「の」せない個人情報
・「ら」いんは相手の事を考えて送信
・「げ」ームソフトの年齢制限を守る
・「り」よう時間を決めよう
・「か」きんしない
・「あ」わないＳＮＳで知り合った人

学校で出来ないこと

① 児童生徒や当事者間の話や見解が違った際の真実の追及
② 仲裁の場の設定（損害賠償には関与できません）
③ 他校の児童生徒への直接指導
④ 携帯電話やスマートフォン等の使用の制限　等

保護者の皆さんへのお願い

ＳＮＳはプライベートな空間ですので、事前にＳＮＳ上のトラブルを察知することは困難であり、それを防止するにはＳＮＳを使用している一人一人の児童生徒の自覚に任せるしかないのが現状です。また、トラブルが発生しても当事者の見解が異なれば解決が困難になります。

学校で出来ることは、当事者間の和解レベルであり損害賠償やペナルティ等を課すことはできません。また、見解が相違した際には対応が困難であり、それ以上のことを希望される場合は、当事者がトラブルに関する相談窓口にご相談いただき、法的に解決するしかありません。

いずれにしましても、携帯電話やスマートフォン等の主契約者は子どもではなく大人です。保護者の皆様には、トラブルになるリスクが高いことをご理解の上、最終的には大人が責任を問われることをご承知いただき、ご家庭においても対策をお願いいたします。

スマホ依存症の定義と特徴

スマホ依存症の特徴として、以下のような傾向がみられます。

- 使用時間がどんどん延びていく（使用の耐性）
- スマホを使わないとイライラ・不安になる（離脱症状）
- 本人が問題だと気づいていてもやめられない（制御不能）
- 睡眠・仕事・学業・人間関係などに影響が出ている
- 家族や友人から注意されても、使用を正当化してしまう

これらの特徴が一定期間以上続き、生活の質（ＱＯＬ）に明らかな悪影響が出ている場合、専門的な支援が必要とされることがあります。

特に、子どもや思春期の若者は、前頭前野（感情や衝動のコントロールを担う脳領域）の発達が未熟なため、自分の行動を適切に制御する能力が大人よりも低い傾向にあります。

ＳＮＳ等の現状について

教育長　資料

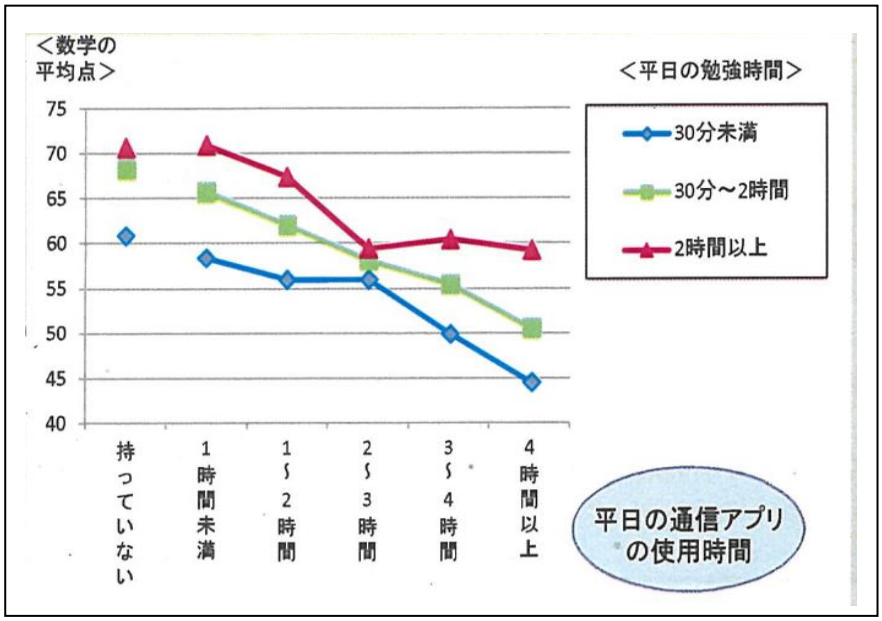
現在、様々な国々でＳＮＳの年齢制限が拡がっています。ＳＮＳによるトラブルや犯罪に巻き込まれる可能性が高いことと同時にＳＮＳ依存になり自分の意思で止めることが困難になる危険性が高く、子ども達の心身の健康に悪影響を与えていることが明らかになってきていることによるものです。

睡眠時間の減少などの生活習慣の乱れ、精神的にイライラし他者に対して攻撃的になる、集中力の低下、思考力の低下、判断力の低下、言語能力の低下、画面を長時間にわたり見続けることによる視力の低下、斜視になる可能性の高まり等々、様々な影響が指摘されています。

その一つの例として、『仙台市「学習意欲」の科学的研究に関するプロジェクトの研究』の結果を紹介します。

※参加対象　仙台市立中学校６３校　　中１　８，６５７名　中２　８，６４８名　中３　８，５２６名

ＬＩＮＥなどの通信アプリの使用時間と勉強時間、数学の平均点との関係の分析結果



平日の勉強時間が３０分未満の生徒（◆の折れ線）の状況に注目してください。

通信アプリを使わない（スマホや携帯を持っていない）生徒の平均点は約６１点でした。３時間以上使う生徒の平均点は５０点以下に急激に低下しています。

通信アプリを使わない（スマホや携帯を持っていない）生徒の平均点は平日に家庭学習を２時間以上する生徒の内で、通信アプリを２時間以上している生徒と同程度の結果となっています。

スマホや携帯の使い方としては、

① 使用時間は１日に１時間以内に
② 勉強中や睡眠中はスマホや携帯の電源 OFF
③ 他者の写真や悪口などを発信したり拡散したりしないなどの情報モラルを厳守する

の家庭でのルール作りが重要ですね。

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面　電話　メール　チャット　SNS　左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

遺法薬物の販売情報、
違法なわいせつ画像、
児童ポルノ、
爆発物・銃砲等の製造、
殺人や強盗等の犯罪行為の
請負・仲介・誘引、
自殺の誘引・勧誘などを
通報したい

心のSOS　まもろうよこころ（厚生労働省）

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。

どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士　または　法テラス

法的トラブル解決のための「総合案内所」

0570-078374　www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります（要件確認あり）。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html

ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい（民間機関）

有害情報も通報したい（民間機関）

迅速な助言

違法・有害情報相談センター（総務省）

www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広にアドバイスします。

削除要請・助言

人権相談（法務省）

人権イメージキャラクター　人KENまもる君

0570-003-110

www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請※を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。

プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン

SIA

www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。

迅速な削除の要請

セーフライン

SIA

www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。

セーファーインターネット協会

サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター（警察庁）

www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。

※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ（主にウイルスや不正アクセス）に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。